

◎生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 ○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（医療扶助の方法）            第三十四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、<b>被保護者</b>に対し、可能な限り後発医薬品の使用を</p>	<p>（医療扶助の方法）            第三十四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、<b>原則として</b>、後発医薬品によりその給付を行うも</p>	<p>（医療扶助の方法）            第三十四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、<b>被保護者</b>に対し、可能な限り後発医薬品の使用を</p>

<p>4 ～ 6 〔略〕</p>	<p>促すことによりその給付を行うよう努める ものとする。</p>
<p>4 ～ 6 〔略〕</p>	<p>のとする。</p>
<p>4 ～ 6 〔略〕</p>	<p>促すことによりその給付を行うよう努める ものとする。</p>